# 新長田南の活性化に資する起業家支援(シタマチスタートアップ)業務 公募要領 (公募型プロポーザル)

# 1. 案件名称

新長田南の活性化に資する起業家支援(シタマチスタートアップ)業務

#### 2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

新長田南の活性化に資する起業家支援(シタマチスタートアップ)(以下、「本事業」という)は、 新長田周辺において、起業意欲のある方等を支援しながら、空き家・空き店舗等を活用することで、 ひとを集め、交流を創出し、まちのにぎわいづくりにつなげることを目的とする。

(2)業務内容

別紙仕様書のとおり

(3)委託予定額(上限)

金7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 契約期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日

(5)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 契約締結後に市側から提供する資料、貸与品等 令和4年度「新長田における起業家支援検討業務」の報告書

#### 3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2)委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、委託料のうち、3,500,000円以内の額(消費税及び地方消費税を含む)について、前金払をすることができる。

(3) 契約書案

別紙 (頭書及び委託契約約款) 参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する 要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

# 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代

表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと

- (7)業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること
- (8)業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (9) 共同企業体等による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

## 5 スケジュール

(1) 公募開始

(2) 参加申請関係書類・質問票の提出期限

(3) 質問に対する回答

(4) 企画提案書・見積書の提出期限

(5) 選定委員会

※詳細は参加申請者に別途通知

(6) 選定結果通知

(7) 契約締結・事業開始

令和5年5月11日

令和5年5月25日 午後5時まで

令和5年6月1日 (予定)

令和5年6月22日 午後5時まで

令和5年6月28日

令和6年6月下旬(予定)

令和6年6月下旬以降(予定)

### 6 応募手続き等に関する事項

(1)参加申請関係書類の提出

ア 受付期間 令和5年5月11日から令和5年5月25日 午後5時まで

- イ 提出書類
  - a. 参加申込書(様式1号)
  - b. 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2号)
  - c. 法人登記簿謄本(提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本)
  - d. 団体概要(様式3号)
    - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
    - ※ 共同企業体等の構成団体は(様式6号)を使用すること
  - e. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書(直近1年分、 写しでも可)
    - ※ 滞納がないことを証明する納税証明書によること
    - ※ 当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書 様式にて提出すること
  - f. 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)
  - g. 共同企業体等結成届出書(様式5号)

(共同企業体等による参加申込の場合のみ)

- ※ 共同企業体等で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の c~f を提出 すること。
- ※ 神戸市の入札参加資格がある場合又は直近1年以内に神戸市都市局地域整備推進課に別件契約又はプロポーザルのために提出している若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、c及びeの提出は不要。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 本要領8に定める担当部署
- (2) 質問の受付
  - ア 受付期間 令和5年5月11日から令和5年5月25日 午後5時まで
  - イ 提出方法 質問票(様式7)に質問内容を記入し、参加申請関係書類を提出したうえで、本要 領8に記載の担当部署まで電子メールにより提出すること。なお、電話等による質 問は受け付けない。
  - ウ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者 の氏名は公表しない。
  - エ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。
- (3) 企画提案書・見積書の提出
  - ア 企画提案書は、A4版とし、様式は自由とする。(7部)
  - イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
    - ①本業務に対する考え方、実施方針
    - ②提案のセールスポイント
    - ③全体スケジュール案
    - ④本業務の実施方法、手法等
    - ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制
    - ⑥類似業務実績
  - ウ 見積書はA4版とし、様式は自由とする。(1部) ※内訳が分かるように記載すること。
  - エ 受付期間 令和5年5月11日から令和5年6月22日 午後5時まで
  - オ 提出場所 本要領8に定める担当部署

#### 7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 事業の趣旨を十分に理解できていること【30点】
- ② 事業の手法・内容・体制が優れていること【40点】
- ③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【20点】
- ④ 地元企業であること【10点】
- (2) 選定方法
  - ア 本企画提案の審査については、「新長田南の活性化に資する起業家支援(シタマチスタートアップ)業務」受託事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」)で、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。
  - イ 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
  - ウ 提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、6割以上の点数を

得られなかった場合は契約候補者として選定しない場合がある。

(3) 事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)

ア 実施予定日:令和5年6月28日(予定) ※詳細は参加申請者に別途通知

イ 実施場所:神戸市都市局内

ウ 実施方法:

- ・応募者によるプレゼンテーションの配分時間は20分とし、その後、審査委員からのヒアリング(10分程度)を行う。
- ・審査委員には予め企画提案書一式が配布されているが、プレゼンテーション用に新たに資料を提示・配布することは可能とする。ただし、提出された企画提案書に掲載された文書及び画像により構成すること。
- ・事務局にてプロジェクター (HDM I 接続対応) を準備するので、使用する場合は、パソコンを持参すること。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目「②事業の手法・内容・体制が優れていること」の得点が高い方とする

#### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- キ 見積書に記載の見積金額が本公募要領に定める委託予定額を超過しているとき
- (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

### 8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
  - ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
  - イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
  - ウ すべての企画提案書は返却しない。
  - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報 公開条例に基づく公開を除く)。
  - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
  - カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (2) 提出先、問い合わせ先

宛 名:神戸市 都市局 地域整備推進課 推進係

住 所:〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階

Eメール: shigaichisuishin@office.city.kobe.lg.jp

# (別表)【審査基準及び配点表】

評価項目	審査基準	配点
① 事業の趣旨を十分に理解できていること	当事業に関する企画提案に関して、当事業の趣旨「新長田周辺において、起業される方等を支援しながら、空き家・空き店舗等を活用することで、ひとを集め、交流を創出し、まちのにぎわいづくりにつなげる」ことを十分に理解し、これを実現させる具体的手法が提案されているか。 また、具体的手法の提案が、現実的で説得力のあるものになっているか。	30
② 事業の手法・内容・体制が優れていること	新長田において起業意欲のある方等が適切な支援を受けることができるよう、中間支援ネットワーク等と連携しながらサポートする仕組みが提案されているか。	30
	良質な起業意欲のある方等を募るための情報発信・マーケティング活動として必要十分な内容か。	10
③ 委託業務管理上、本市の 必要とする措置を適切に 遂行できること	事業実施のスケジュールが具体的で合理的なものであるか。 (各スケジュールに遅れが発生した場合の回復手法案を含む。)	10
	起業支援に関する同種業務について十分な実績を有しているか。	10
④ 地元企業の参入促進	地元企業であるか。 (複数の事業者等により構成される共同体の場合は地元企業 の割合に応じて評価する)	10
計		100